

東京都外来対応医療機関設備整備事業実施要綱

(制定) 令和4年7月11日4福保感事第1451号
(改正) 令和4年7月27日4福保感事第1765号
(改正) 令和5年4月20日5福保感事第233号
(改正) 令和5年6月8日5福保感事第371号
(改正) 令和5年7月31日5保医感二第171号

第1 目的

本事業は、発熱患者等の診療及び検査を行う医療機関に設備整備費を補助することで、通常医療と感染症医療を両立できる体制を整備し、発熱患者等が地域の医療機関で適切に診療・検査を受けられる体制を中長期的に確保することを目的とする。

第2 実施主体

この事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。

第3 補助対象者

- (1) 感染症発生時に発熱患者等の診療及び検査を行う外来対応医療機関として、都が別に定める日までに新規申請予定の都内の診療所（今年度、既に本事業による交付決定を受けている診療所を除く）。
- (2) 感染症発生時に発熱患者等の診療及び検査を行う外来対応医療機関のうち、本事業による設備整備により、診療・検査体制の充実を図る都内の診療所（今年度、既に本事業による交付決定を受けている診療所を除く）。

第4 補助条件

- (1) 都が別に定める時点で、第3条（1）に該当する診療所は、次のアからエを補助条件とする。
 - ア 感染症発生時には発熱患者等の診療及び検査を行うとともに、時間的・空間的な分離を行う等により、通常診療も継続して実施すること。
 - イ 設備整備完了後は、人員体制等も含め、通常医療と感染症医療の両立ができる体制を速やかに整え、外来対応医療機関の指定申請を行うこと。
 - ウ 対象者について自院患者のみならず、原則、都が設置するコールセンターからの紹介患者を含む全ての患者を対象とすること。
 - エ 整備する設備については都が別に定める日までに整備を完了していること。
- (2) 都が別に定める時点で、第3条（2）に該当する診療所は、次のアからウを補助条件とする。
 - ア 感染症発生時には発熱患者等の診療及び検査を行うとともに、時間的・空間的な分離を行う等により、通常診療も継続して実施すること。
 - イ 対象者について自院患者のみならず、原則、都が設置するコールセンターからの紹介患者を含む全ての患者を対象とすること。
 - ウ イの条件を既に満たしている場合は、患者受け入れ時間を新たに週4時間以上拡充等すること。
 - エ 整備する設備については都が別に定める日までに整備を完了していること。

第5 実地調査

知事は、診療所の適切な運営体制を確保するため、必要があると認めるときは実地調査を行うことができるものとする。

第6 補助の実施

当該事業に要する経費については、別に定める東京都外来対応医療機関設備整備費補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行うものとする。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、保健医療局感染症対策部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月11日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年6月8日から施行し、令和5年5月8日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月31日から施行し、令和5年7月1日から適用する。